

第3章 いじめの未然防止のために

生徒指導の議論においては、問題行動等が起きた後に速やかに適切な対応が行われること（問題対応）に目が向きがちですが、生徒指導の取組の中心は児童生徒に対する日々の働きかけ（健全育成）から、問題が起きにくい学校風土をつくる、問題を回避できる児童生徒に育てる等の開発的な取組をすることが大切です。

未然防止に努めることは、いじめのように「目に見えにくい」問題事象の場合には特に重要です。なぜなら、事後対応では手遅れということが十分に予想されるからです。被害者を守るという意味だけの未然防止ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止を図ることが、何よりも重要ないじめに対する取組です。

そのためには、学校いじめ防止基本方針に基づき、校内組織や指導体制を再確認し、家庭・地域・関係機関等と連携を図りながら、児童生徒の自尊感情・自己有用感の育成や規範意識の醸成など、児童生徒の健全育成と問題行動等を未然に防止する視点を全教職員がもつことが重要です。

1 豊かな心の育成と望ましい人間関係づくり

いじめに向かわない児童生徒を育てるためには「居場所づくり」と「絆づくり」が有効です。教職員が、児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供（居場所づくり）し、児童生徒自身が主体的に取り組む共同的な活動を通して、仲間との「絆」を感じ取って紡いでいき、「絆づくり」を進めていくことが、いじめの防止につながります。

(1) いじめを生まない学級づくり

学級・ホームルーム（以下学級という）経営で重要なことは、児童生徒理解です。

児童生徒は一人一人それぞれ違った能力・適性、興味・関心等をもち、生育環境も将来の進路希望などもそれぞれ異なっています。児童生徒理解を深めていくことは、一人一人の内面に対する共感的理解と教育的愛情を高め、個に応じた適切な指導を進めていく上で必要です。

また、学級における児童生徒の人間関係を見据えながら、望ましい集団・人間関係づくりを進める適切な指導が大切です。

児童生徒相互の人間関係の在り方は、健全な成長と深くかかわっています。学級集団には多様な個性が存在し、様々な人間関係があり、時に軋轢が生じることもありますが、それらを乗り越えて、より深い人間関係が築かれていきます。

学校生活で起こる様々な問題について、その行為の過ちや責任をしっかりと自覚させ、健全な成長が図られるよう温かく粘り強い、毅然とした指導が必要です。

そして、日頃から児童生徒の自己理解や社会認識を深め、自己指導能力を培う生徒指導の充実を図り、児童生徒のよさを認め、褒め、励まし、伸ばすことを基本とした学級経営が児童生徒一人一人の「居場所づくり」につながります。



ア 学級（ホームルーム）担任の心構え

小学校では、一般的に学級担任が教科指導も担当するので、児童の学校生活のあらゆる面にわたって触れ合い、児童を最も理解できる立場にいます。中学校や高等学校でも、学級担任は他の教職員よりも長い時間学級の生徒と接触し、生徒を理解し指導する機会に恵まれています。こうした点から、一人一人の児童生徒の性格、能力・適性、家庭環境、将来の進路希望などをよく理解し、また本人や保護者と接する機会の多い、学級担任の果たす役割は大きいと言えます。

児童生徒の多様な個性を伸ばし、一人一人の健全な成長を促すためには、学級担任が開かれた心もち、校長や教頭の指導の下、学年の教員や生徒指導主任や生徒指導主事、さらに養護教諭、栄養職員、スクールカウンセラーなどと連携しながら開かれた学級経営を進めることが必要です。また、保護者との間で、学級通信や学年通信、保護者会や家庭訪問などによる相互の交流を通して、児童生徒理解、児童生徒に対する指導の在り方について共通理解を深めることが大切です。

中には、発達障害がある児童生徒が、周囲の児童生徒からいじめを受けることがあります。そのため、障害への理解を深める指導や、互いの違いを認め合う学級経営が必要となります。
(第3章2 特別支援教育の充実 参照)

《学級経営のポイント》

- 学級づくりの明確な指針をもち、しっかりと児童生徒に示す。
- 児童生徒との触れ合いの時間を多くし、信頼関係づくりに努める。
- 児童生徒に温かさを感じさせるような態度や表情、言葉遣いを心掛ける。
- 日記や個人ノート、生活ノートなどを利用して、児童生徒と日常的に交流できる場を設ける。
- 児童生徒の意見をきちんと受け止めて聞く。
- 児童生徒に明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接する。
- 教師の言動が、児童生徒に大きな影響力をもつことを認識する。
- 多面的な価値尺度をもち、児童生徒の長所を伸ばすよう心掛ける。
- 友情や命の大切さについてメッセージを発信する。
- 人として許されないことを繰り返し語りかける。
- 教室をきちんと整理整頓し、落ち着きのある環境をつくる。

イ 学級担任以外の教職員の心構え

いじめを生まない学級をつくるには、学級の問題等への対応を学級担任に任せるのではなく、特に、いじめに関しては学級担任の気持ちを理解し、組織的に対応することが大切です。また、児童生徒に関する情報を全教職員で共通理解を図り、教職員が自分の役割を理解し、対応する必要があります。

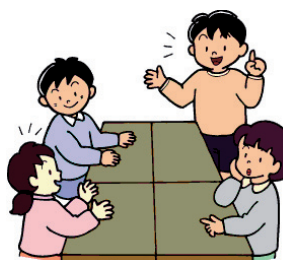
(ア) 学級担任の気持ちを理解する

学級でいじめがあったとき、学級担任の気持ちを理解し、自分の役割を理解した上で、それぞれの動きに応じる形で、各自の役割を果たす「役割連携」が大切です。

《いじめが起きたときの学級担任の心理》

①他の教師に相談しにくい。

- いじめの対応で忙しくなる。時間的なゆとりがない。
- 学級担任としての能力を疑われている気になる。
- 自分だけで解決できるという自信や錯覚、自分で解決しなければという抱え込み意識がある。
- 学級経営について他の教師からの干渉を好まない。



②どうしていじめがあるのか理解できない。

- 自分の学級にいじめがあるとは思いたくない。
- これまでの指導は効果がなかったのかという無力感と児童生徒に裏切られた気持ちになる。
- 信頼されていると思っていた児童生徒から何も相談されなかったという寂しい気持ちになる。

③早く解決しようと焦る。

- 自分の観察力、指導力を否定されたような気分になり、冷静な対応ができにくくなる。
- 自分の責任を感じ、自分で確かめようと時間をかけ、それが対応の遅れを生む。
- 早く解決しようと、自分の考えだけで次のような指導を行いがちになる。
 - ✓いじめられる児童生徒にも問題があり、それがなくなれば解決するのではないかと安易に考え、いじめられている児童生徒を追い詰め、結果的にいじめを助長する形となって問題を一層複雑化させる。
 - ✓いじめた側を叱責し、すぐ謝らせて解決しようとする。
 - ✓学級で話し合いをして、一般的な注意をして一時的に事を収めてしまう。計画的ではない話し合いのために十分な成果を得られないままに終わる。

(イ) 情報連携と役割連携

いじめに向かわない児童生徒を育てるには、全教職員が、いじめを生まない学校づくりという目的とその課題を共有していなければいけません。いじめを生まない学校づくりに当たって必要となる情報は、学級担任が中心となって情報収集しますが、学級担任以外の教職員も学年・学級にとらわれず児童生徒への声かけや観察等から、児童生徒理解に努めることが大切です。それらの情報は、適宜、共有されていく必要があります。いわゆる「ほうれんそう（報告・連絡・相談）」と「確認」が大切です。その際、学級担任以外の教職員も組織の一員であることを自覚し、責任は全教職員にあることを意識し、組織で対応するため役割分担を明確にしておくことが大切です。

《校内体制としての取組》

①定期的な情報交換

- 学年部会などを短時間でも定期的に行い、児童生徒の状況を報告・連絡・相談する。
- 学年主任や学年の生徒指導担当は、校長・教頭や生徒指導部会へ報告する。

②「報告・連絡・相談」＋「確認」の徹底

- 定期的な生徒指導部会やいじめ対策委員会では、学年部会からの情報やアンケートの調査結果などについて検討し、対応を協議する。
- 協議したことについては、職員会議等で全教職員が確認する。

- ③校長・教頭のリーダーシップの発揮
 - ・校長・教頭は、主任・主事を中心にした各教員の役割分担や基本的な方針、対応、対策などについて、職員会議で具体的に示す。
- ④いじめ問題についての教職員の指導力向上
 - ・事例研究やカウンセリング演習など、実践的内容の校内研修を計画的、積極的に実施し、個々の役割を果たせるよう指導力の向上を図る。
- ⑤いじめ問題への対応、対策などの計画的な見直し

《児童生徒をいじめの加害者にも被害者にもしないための役割分担（例）》

校長・教頭	教務主任
<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめを許さない」姿勢の徹底 ・危機管理マニュアルの自校化 ・いじめ調査等の確認、対応指示 ・教師と人権意識の高揚 ・地域との連携と外部への説明責任 ・風通しのよい職場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策諸行事の調整 ・関係機関との連絡・調整 ・人権教育の推進
学年主任	生徒指導主事（主任）
<ul style="list-style-type: none"> ・学年行事等での集団づくり ・学年間連携による対策立案 ・学級経営への助言 ・学年内の道徳、学級活動実践の掌握 ・情報の引き継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策全体指揮 ・いじめ対策委員会の企画進行 ・調査等の実施、集計と対応 ・学級担任からの情報収集 ・校内研修会等の計画、実施
学級担任	特別活動主任
<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい学級集団形成に向けた意図的な取組 ・日頃の人権教育の実施 ・日頃のチェックと調査の実施 ・児童生徒との接触機会の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童（生徒）会、専門委員会等による主体的な取組
	養護教諭・教育相談係
	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮児童生徒の情報提供 ・予防的、開発的教育相談の実施 ・スクールカウンセラー等との連携

ウ 集団としての成長

児童生徒が、自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見つけようと努める集団、互いに協力し合い、主体的によりよい人間関係を形成していこうとする集団を形成することが大切です。そのためには、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、開かれた人間関係をつくる必要があります。

このような学級では、児童生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係を育む「心の居場所」として学級が創り上げられます。その中で、日々の授業や行事等において、すべての児童生徒が活躍できる場面を実現して、お互いの絆を深め、「絆づくり」ができるようになります。

また、児童生徒の心を豊かにし、温かい人間関係を築くためには、学級の環境を整備することにも心掛ける必要があります。

《いじめが起こりにくい学級の姿（例）》

- 学級の目標が具体化され、達成感を共有している。
- 互いの意見を尊重し合い、話合いが成り立っている。
- 一人一人のよさを認めて支え合っている。
- 表情がにこやかで言葉遣いが適切である。
- 明るく挨拶を交わしている。
- 規範意識をもち、規律ある生活を送っている。
- 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
- 係活動や当番活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 一人一人が目標や理想をもち、その達成を目指して努力している。
- 教室が清潔で、美しく整頓されている。

Ⅰ 道徳教育の充実

道徳教育は、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成することをねらいとし、小・中学校では要としての道徳の時間をはじめ、各教科や外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じて行うものです。



小・中学校の道徳の時間においては、道徳的実践力を高めるために、児童生徒の実態に応じて授業を組み立てるとともに、児童生徒の心に響き、心が動く指導の工夫に努めることが大切です。

いじめを防止するため、いじめを題材とした内容を指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業展開を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ることが重要です。また、豊かな心を育む体験活動を推進し、体験活動と道徳の時間の指導及び家庭や地域社会との連携に基づいた継続的な実践が大切です。

《取組例》

- ①道徳教育に係る研究の充実
- ②指導計画に基づいた道徳の時間の実践
- ③命の大切さや思いやりを実感させる講演会等の実施
- ④道徳の時間の保護者・地域・他校への公開
- ⑤地域の方の協力を得た道徳教育における指導の工夫
- ⑥いじめ関連教材（図書）の充実



オ 学級活動の充実

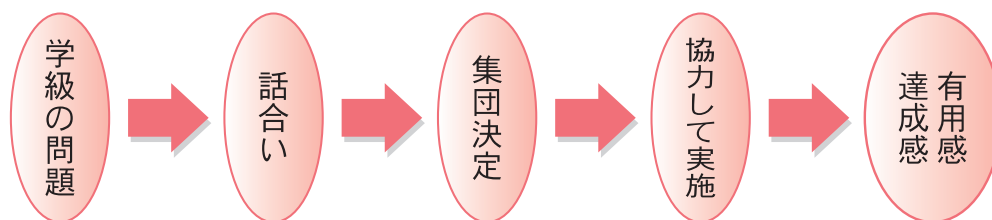
児童生徒にとって、学校生活の大部分は、基礎的な生活単位ともいべき学級を基盤として展開されています。児童生徒は、学級集団において自主的、実践的な活動を通して、学級や学校生活の向上を図り、当面する課題の解決に主体的に対応する能力や態度を培っていくことができます。そのためには、学級活動の充実を図ることが大切です。他人への思いやりのある学校・学級集団では、人間関係のトラブルが児童生徒の自浄作用によって解消されていくことが多くなります。

《チェックポイント》

- 学級の目標は、学級全員の思いや願いが十分込められたものになっているか。
- 児童生徒の創意工夫を生かした活動が活発に行われ、達成の喜びや、責任を果たした喜びをたたえ合う学級になっているか。
- お互いのよさを認め合い、失敗が許される学級の雰囲気がつくられているか。
- 児童生徒の話し合う場を積極的に設けて一人一人の意見を尊重し、自己選択や自己決定の機会を保障しているか。
- 分かる授業を工夫しているか。
- しつけの厳しさや努力の大切さが理解され、だめなことはだめと言える学級となっているか。
- 一人一人の児童生徒との触れ合いや悩み相談の時間を十分とっているか。

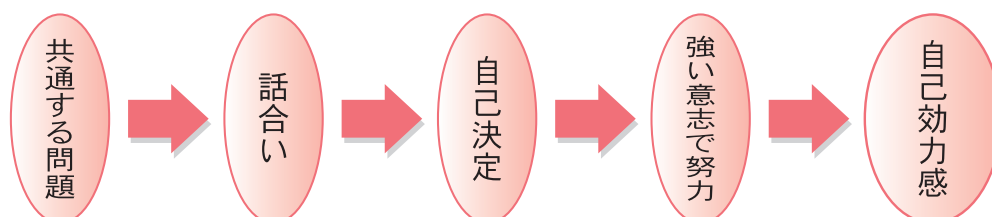
(ア) 集団での話し合いによる集団目標の決定

自分たちの学級・学校をよりよくするため、次のような話し合い活動を充実させることが大切です。そして、学級の仲間と力を合わせて協力し合い、助け合った結果、「学級が今まで以上に居心地のよいものになった。」という達成感や、自分が果たした役割が、「学級のみんなのためになった。」という有用感を感じさせることが大切です。



(イ) 集団での話し合いによる個人目標の決定

自己効力感（自己への信頼感、ストレスへの抵抗力や対応の原動力になる資質）を高めることが心理的症状や問題行動、活動意欲の低下の抑制につながります。そこで、日常生活と関連付けながら、集団での話し合いを通して、個人の目標を自己決定し、個人で実践するなど、自己効力感を高める取組を充実させることが必要です。そして、自己決定したことがその後の生活の改善に生かすことができるように励ましたり、助言したりすることが大切です。



(ウ) 係活動

生活上の工夫や係活動、集会活動などに意欲的に取り組み、互いの思いや願いなどを生かし合って、粘り強く合意形成を図って実現する実践活動の経験は、児童生徒一人一人に自己実現の喜びや連帯感を与えます。

係活動による自発的、自治的な実践活動は、学級への所属感を抱かせるとともに、児童生徒一人一人を集団生活によりよく適応させます。

(工) 教室環境の整備

環境が人を育てると言われているように、教室環境が整備されていると、そこで学習し生活する児童生徒の情緒は安定します。その意味で、教室環境の整備は、学級経営の一つとして考えることができます。

カ 情報モラル教育の充実

近年、パソコン、スマートフォン等によるインターネットの家庭への普及が急速に進んでいます。そのため、児童生徒が受けるネット被害は多様化・深刻化してきています。

教職員が、適切な指導を行うためには、関係省庁、国民生活センター、新聞社などのサイトで必要な知識を得る等、ネットの現状や関連法令を十分に把握しておく必要があります。また、「情報モラル指導ポータルサイト (<http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/>)」にあるリンクから、情報モラルの無料ウェブ教材情報や指導実践事例を参照することもできます。さらに、情報モラルの具体的な取組については、「教育の情報化に関する手引き」(文部科学省)にまとめられています。

情報モラル教育とは、情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段をいかに上手に使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育です。これらの内容は、情報化社会の進展に伴って変化していくものであるため、今後も柔軟かつ適切に対応することが必要です。また、携帯情報通信端末の様々な問題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要があります。

インターネットを介したメール等のやり取りがいじめのきっかけとなったり、いじめの道具として使用されたりしても、それを発見することは困難な場合が多い状況です。そこで、携帯電話やインターネットの危険性を理解し、トラブルを防ぐための対策を講じることが大切です。



ワンポイント

児童生徒に自信をもたせる「とっておきの言葉」

- ・「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- ・「あの時の態度、立派だったね。たのもしく見えたよ。」
- ・「率先してあんなことができるなんて、とても勇気があったね。」
- ・「あなたのあいさつは気持ちを明るくさせてくれるね。」
- ・「ここがいいね。」
- ・「あなたの力が必要なんだ。」
- ・「苦手なことをよく乗り越えたね。」 (兵庫県教育委員会『いじめ対応マニュアル』より)



ネットトラブルを未然に防ぐには、次のような対応が必要です。

《ネットトラブルを未然に防ぐための教師の対応》

- 携帯電話やインターネットがいじめの手段として用いられた場合の危険性について理解する。
- 携帯電話やインターネットを悪用したいじめは、場合によっては犯罪となることを児童生徒に教える。
- 携帯電話やインターネットの危険性について、児童生徒や保護者に教えるとともに、利用について家庭のルールを決めるよう周知する。
- 有害サイト（暴力・殺人等、生命を軽視する内容、人権にかかわる内容、匿名発信・実名公表など）への接続を防止するためにフィルタリングを利用するよう啓発・指導する。
- 年間生徒指導計画の中に情報モラル教育を位置付け、人権意識の醸成の観点で未然防止を図る。
- 警察関係機関に、非行防止教室、サイバー犯罪被害防止教室などの講演を依頼し啓発していく。

《ネットトラブルに巻き込まれないようにするための児童生徒の対策》

- メールについて
 - ・文字によるやりとりだけでは感情が伝わりにくいことを知る。
 - ・送信先の相手をしっかりと確認する。
 - ・相手を誹謗中傷するメールを送らない。
 - ・誹謗中傷する内容が送信されてきても、返信したり、他へ転送したりしない。
 - ・誹謗中傷する内容は保存し、保護者や学校に知らせる。
- 「掲示板」について
 - ・書き込む場合は、相手を傷つける可能性がないか、しっかりと確認する。
 - ・匿名で送信できても、個人が特定されることを知り、誹謗中傷する内容を書き込まない。
 - ・誹謗中傷する内容が掲載されても、掲示板上で反論せず、保護者や学校に知らせる。
- Webページ・ブログの危険性について
 - ・顔写真や住所、メールアドレスなどの個人が特定される情報を掲載しない。
(写真には、撮影した場所を特定する情報が記録されていることを知っておく。)
 - ・自分のWebページやブログに他人の悪口や写真を掲載しない。

(2) 一人一人を大切にした授業づくり

児童生徒にとって学校生活の中心は「授業」です。授業の中で児童生徒のストレスを高めていないか、言い換えれば、授業中に児童生徒の不安や不満が高められていないかをチェックすることは、授業改善の大きなポイントです。授業の見直し・改善はいじめの未然防止の第一歩です。

落ち着いて授業に取り組み、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を児童生徒にもたせることは、いじめの加害者になりにくい児童生徒を育てることにつながります。

そのために、学校が取り組むべきことは、以下の3点にまとめることができます。

- 授業規律の徹底
- 分かる授業づくり
- 生徒指導の機能を活かした授業づくり

ア 授業規律の徹底

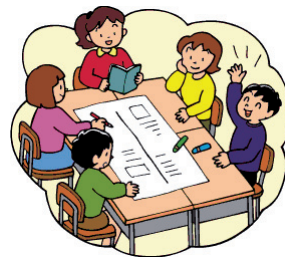
授業は、児童生徒にとって「居場所」が保障された場でなくてはなりません。騒がしくて先生の声が聞こえなかったり、いたづらをされたり、冷やかしを受けたりするような授業は、多くの児童生徒から「居場所」を奪うだけでなく、いじめの温床になる可能性があります。

一人一人の児童生徒が落ち着いた雰囲気の中で学習に取り組めるよう、全教職員の共通理解の下、児童生徒の自治的活動を推進しながら、以下のように、基本的な授業規律の徹底を図る必要があります。

《指導のポイント》

①指導の方針・基準に一貫性をもたせる

- 全校で共通して指導する事項と、発達段階や教科の特性等に応じて指導すべき事項を確認し、方針と基準を明確化する。
- P D C A サイクルを活用するなどして、定期的に指導事項の点検及び見直しを行う。



《身に付けさせたい主な授業規律》

- 全校で必ず統一すべきルール
チャイム着席、移動教室のルール等、他のクラスに影響のある事項
- 定期的に確認すべきルール
座り方、発表の仕方、聞き方
- 指導方法の使い分け
ルールに関しては事務的に、侵害行為に対しては厳格に対応

②児童生徒による自治的活動の推進

- 児童生徒が、授業ルールの意義を理解し、自らルールを守り行動できるよう、特別活動や道徳の時間などを活用して、児童生徒の自立性を育む。
- 学級会、生徒会などを活用し、児童生徒とともに、ルールづくりを行う。

[**実践例** 年度初めの全校オリエンテーション（自治的活動）を活用した取組]

- 1 実施校種 中学校
- 2 実施のねらい 全職員及び全校生徒が一堂に会してルールの確認をすることにより、学年・学級間で取組に差が生じないようにする。
- 3 実践の概要 年度始めに、学習規律委員会を中心とした全校オリエンテーションを実施し、挨拶の仕方、授業のルール、持ち物等についての確認を行う。

イ 分かる授業づくり

一部の児童生徒の発言で進行するような授業は、多くの児童生徒に格差意識、差別意識を生んでしまいます。

児童生徒一人一人のよさや違いを大切に、友達と学び合い、支え合う授業によって、自己肯定感や自己有用感を高め、いじめを減らすことができます。

一人一人を大切にしたい授業を展開するためには、授業の中での児童生徒の「居場所づくり」と、活躍できる「絆づくり」が必要です。

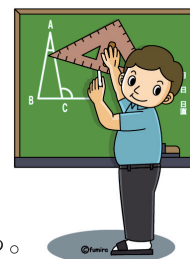
《指導のポイント》

①授業における「居場所づくり」

- ・分かる授業の実践に努め、すべての児童生徒に学習に対する充実感や達成感を味わわせる。
- ・児童生徒一人一人の生活や、学習における課題を把握・理解し、それぞれの課題解決の方策を工夫・改善するとともに、児童生徒一人一人のよさや得意分野を積極的に生かすように努める。

《分かる授業を実施するためのポイント》

- ・個に目を向け、個に応じた指導形態を工夫する。
- ・一人一人の学習意欲・関心を高めるようにする。
- ・体験的活動を積極的に取り入れる。
- ・グループ学習等、自主性を育てる学習活動を取り入れる。
- ・「分かった」「できた」を感じられる教材を工夫する。
- ・知識中心の授業から思考力・判断力・表現力重視の授業への転換を図る。



《カウンセリングマインドを生かした授業の進め方》

- ・自らの考えを発表できるような発問をする。
- ・ゆっくり考える時間を与える。
- ・児童生徒の発言内容を繰り返してあげる。
- ・適切な助言や支援を行う。
- ・良いところを見つけて積極的に褒める。
- ・自ら取り組んでいけるような助言をする。



ワンポイント

いじめの早期発見のために

いじめがある学級の中で生活していると、児童生徒の心の乱れ、授業中の態度や清掃状況、学級や班活動などの間接的な部分にも、それが浸み出してきます。

学校独自のチェックリスト（本冊子：P23～25参照）等を作成し、校内研修等で共通理解を図り、活用しましょう。

（参考：「いじめ防止実践プログラム」尾木直樹著（学陽書房））

② 授業における「絆づくり」

児童生徒の目標や特性に応じたグループ別学習や、ペア学習を取り入れるなど、児童生徒の自己有用感を高める授業に努めるために、すべての児童生徒が活躍できる場面「絆づくり」のための場を設定することが大切です。

[実践例] 異年齢交流を活用し、自己有用感の育成に努めた事例]

- 1 実施校種 中学校
- 2 実践のねらい 異年齢による交流活動をとおして、3年生に「自己有用感」を獲得させる。
- 3 実践の概要 音楽の時間に、3年生が新入生に対する「校歌指導」を行っている。この活動を年間を通した縦割り活動（運動会、清掃活動、縦割り合唱コンクール、卒業式の縦割り合唱練習等）につなげている。

ウ 生徒指導の機能を活かした授業

授業における生徒指導には二つの側面があります。一つ目は、先に述べた授業における規律指導です。もう一つは、各教科等の学習において、「児童生徒が、そのねらいの達成に向けて意欲的に学習に取り組めるよう、一人一人を生かした創意工夫ある指導を行う」ことです。

そのためには、「生徒指導の3機能」を生かした授業を行う必要があります。

[生徒指導の3機能]

- 児童生徒に自己存在感を与えること
- 共感的な人間関係を育成すること
- 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

《指導のポイント》

- ①一人一人の児童生徒のよさを生かすとともに、興味・関心を高めた指導を行う。
- ②授業に活躍の場をつくる。
- ③児童生徒が互いの意見を交換し、互いのよさを学び合う場を工夫した指導を行う。
- ④一人一人の児童生徒が主体的に学ぶことができるよう、課題の設定や学び方について児童生徒自らが選択する場を工夫した指導を行う。

[実践例] 社会科見学の時間を活用して、自己決定の場を与える学習活動を展開した事例]

- 1 実施校種 小学校
- 2 実践の概要 社会科において、実際に見学に出かける際に、「商品の並べ方の工夫」「宣伝方法の工夫」など、自分の興味・関心を基に、児童生徒自身で取材の目標を決めさせた上で、活動させる。

〔実践例〕 特別活動の時間を活用して、自己存在感を与える活動を展開した事例]

- 1 実施校種 小・中学校共通
- 2 実践の概要 学級活動の時間において、様々な構成的グループエンカウンター
のエクササイズを実施し、自己存在感を与えるようにする。

〔実践例〕 体育の授業を活用して、共感的人間関係を育成する学習活動を展開した事例]

- 1 実施校種 小学校
- 2 実践の概要 体育科のマット運動の学習において、ペア
やグループでの活動を通して互いのよさを発
見させる。また、発表し合う活動を通して、
良好な人間関係を育成する。



(3) 諸活動を活用した「心のつながり」づくり

いじめは対人関係における問題であるという視点に立って考えた場合、その問題を未然に防ぐためには、児童生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進めることが大切です。

そのためには、さまざまな体験活動を効果的に活用することが必要です。また、これらの活動により自然や様々な人たちとの触れ合いを通して、学校生活が活性化されるとともに、豊かな人間形成に役立ちます。

ア 体験活動の充実

体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、考える力など生きる力の基盤、児童生徒の成長の糧としての役割が期待されています。

いじめの未然防止という立場から考えると、具体的には、自己との出会いと成就感や自尊感情の獲得、社会性や共に生きる力の育成、豊かな人間性や価値観の形成などが、体験活動を行うことの効果として考えられます。

また、児童生徒や保護者、教職員以外の人との触れ合いが生まれるのも体験活動のメリットです。様々な人たちから指導を受けたり、教えてもらう機会を設けたりすることが大切です。

《主な体験活動》

- 人間関係体験（協力・共同体験、公衆道徳体験）
- 交流体験（触れ合い体験、関わり体験）
- 異文化体験（国際理解体験、外国人との交流体験、外国語体験）
- 社会生活体験（乗り物体験、買い物体験、施設利用体験）
- 集団への参加体験（社会の活動への参画、行事への参加）
- 勤労体験（手伝い、美化清掃、生産活動）
- ボランティア体験（介護的体験、奉仕的体験）



[実践例 地域の水田を利用した稲作体験]

- 1 実施校種 小学校
- 2 実践のねらい 稲作体験を通して、自然の恵みや地域の方々に感謝する心を養うとともに、仲間とともに作業する楽しさを味わい、協力することの大切さを知る。
- 3 実践の概要
 - (1) 地域の農家の方を招いて、1年間の稲作の農作業について話してもらい、学習意欲を高める。
 - (2) 「田植え作業」、「稲刈り作業」を行う。
 - (3) 「餅つき大会」を行う。その際、稲作体験でお世話になった方々を招待してついた餅を食べたり、出し物を披露したり、ゲームを行ったりする。

[実践例 全校生徒が挑戦する登山]

- 1 実施校種 中学校（高等学校）
- 2 実践のねらい 登山を通して、困難に打ち勝つ強い心を培い、体力の向上に努めるとともに、協力して活動したり思いやりをもって接することの大切さを知る。また、郷土の自然に接し、その素晴らしさを体得する。
- 3 実践の概要
 - (1) 学級活動で「登山遠足の意義」について資料を用いて指導する。
 - (2) 学級活動で「コースの確認・班決め・目標設定」を行う。
 - (3) 学級活動で「当日の日程や留意点、準備物、服装、関門通過の仕方、体調管理」についての最終確認を行う。
 - (4) 登山を実施する。



ワンポイント

信頼関係を損なう言葉

○いじめられた児童生徒の保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- 「お子さんにも悪いところがあるようです。」
- 「ご家庭で甘やかしているところはありませんか。」
- 「私が見る分に、クラスにいじめはありません。」
- 「カウンセリングを受けてみてはいかがですか。」

○保護者との信頼関係ができていないために言われた言葉

- 「(被害者にも) いじめられる理由があるだろう。」
- 「学校がきちんと指導してくれていれば。」
- 「ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。」

(兵庫県教育委員会『いじめ対応マニュアル』より)



イ 児童会・生徒会活動の充実

児童会・生徒会活動は、その活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てることを目的として行われる活動です。



《児童会・生徒会活動を進める上での指導のポイント》

- ① 全校児童生徒のもつ問題や意見を反映した自発的、自治的な活動ができるよう指導をする。
- ② 児童生徒がそれぞれの役割を分担し、活動計画を立てて自主的に実践できる場や機会を設ける。
- ③ 異年齢集団での活動や校種間の交流を図り、児童生徒間のつながり、広がりを目指す。
- ④ 校外活動や地域行事への参加など、家庭や地域との連携協力を十分に図りながら、児童生徒の自主的、自発的な活動を促す指導をする。

〔実践例〕 代表委員会が中心となり、「交流タイム」を企画・運営する取組

1 実施校種 小学校

2 実践のねらい 児童が自ら行事を企画・運営する活動を通して、主体的な態度を育むとともに、異年齢の交流を通して、あこがれをもたせたり、自己有用感を高めたりする。

3 実践の概要

- (1) 年間3回の全校による「交流タイム」（各2単位時間）の実施内容を代表委員会が提案し、承認を得て、実施する。
- (2) 「七夕集会」「ゲーム集会」「スポーツ集会」などの各集会を実施する。
- (3) それぞれの活動の後には、下級生から6年生に感謝の手紙を渡す。6年生も下級生に感謝の手紙を渡す。



望ましい人間関係が形成されている集団では、親和的な雰囲気が生まれ、特定の人を継続的に苦しめるような行為は発生しません。また、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度が育っている児童生徒であれば、友達同士のトラブルに対して、当事者、あるいは周囲の友達も巻き込んでよりよい解決を見いだそうとします。

そのことが、結果としていじめの未然防止につながります。

〔実践例〕 生徒会事務局（執行部）が中心となり、「いじめ根絶運動」を展開する取組

- 1 実施校種 中学校（高等学校）
- 2 実践のねらい いじめ根絶に向けて全校で取り組むことを通して、いじめは絶対に許さないという意識を高めるとともに、生徒自身でよりよい学校生活や人間関係を築こうとする態度を育てる。
- 3 実践の概要
 - (1) 学級会や学年委員会での話し合いを経て「いじめは絶対許しません！宣言」を生徒会でまとめる。
 - (2) 「いじめ根絶標語コンクール」を実施する。（全校生徒から募集し、全校生徒の投票により賞を決定する。）
 - (3) 「あいさつ運動強化週間」を設けて「あいさつ運動」を実施する。（担当日を決めて学級ごとに実施する。）
 - (4) 全校生徒を対象に「いじめについての意識調査」を実施する。（生徒会事務局（執行部）が調査内容の作成及び調査集計を行い、全校集会で結果を発表する。）
 - (5) 生徒会の各専門委員会ごとにポスター掲示や横断幕の作成、放送や朝会、生徒会新聞での呼びかけなど、いじめ根絶に向けた取組を主体的に企画し、実行することによって、全校的な活動にする。



ウ 学校行事の充実

学校行事は、その活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることを目的として行われる活動です。

また、学校行事は、学校生活の流れに望ましい変化をもたらし、学校生活に色彩を添え、折り目を付け、学校生活をより豊かなものにするという意義があるのに加え、児童生徒が協力して活動することによって、成就感や充足感を味わうことができる活動です。

《学校行事の指導のポイント》

- ①児童生徒が他の学級や学年の児童生徒との接触や交流を通して、幅広い人間関係を体験できるような指導をする。
- ②他の学年や学級などに対する排他的な態度や感情が生じることを防ぎ、よりよい人間関係を築けられるような指導をする。
- ③児童生徒が達成感や感動、人間関係の深化が得られる学校行事の計画を立てられるよう、指導する。
- ④意見の対立や人間関係のトラブルを児童生徒自身で乗り越えられる体験を積ませるような指導をする。
- ⑤児童会や生徒会を通じて、いじめ問題を考えたり、望ましい人間関係を築いたりできる活動計画を立てるよう、指導をする。

〔実践例〕 学級の全員が参加する文化祭での壁新聞づくり

- 1 実施校種 中学校（高等学校）
- 2 実践のねらい 壁新聞の制作を通して、これまでの学級の様子を振り返ることで学級のよさや改善点に気づき、よりよい学級を目指して、今後、学級のために果たせる自分の役割に気付かせる。
- 3 実践の概要
 - (1) 文化祭の取組の中で、「壁新聞コンクール」を実施する。その説明会を新聞委員会を中心となって行う。また、学級全体で制作に取り組めるよう働きかける。
 - (2) 作成委員、題名、手順や日程等の壁新聞制作について、学級全員で話し合う。
 - (3) アンケートを行ったり、記事のアイデアを募集したりするなど、学級的全員が関わって壁新聞制作を進める。
 - (4) 全員に読んでもらったり、読んだ感想を書いて冊子にまとめたりするなど、壁新聞を生かした学級としての取組を進める。



〔実践例〕 全校遠足

- 1 実施校種 小学校
- 2 実践のねらい 全校での遠足を通して、異年齢による交流を深め、望ましい人間関係を築くとともに、自然に親しむ機会とする。
- 3 実践の概要
 - (1) 学年ごとに実施するのではなく、全校で同じ場所まで、一緒に徒歩で行く。
 - (2) 低学年は6年生と手をつないで危険のないように歩く。
 - (3) 目的地では、弁当を食べたり、縦割り班ごとにレクリエーションをしたりする。
 - (4) 遠足後、低学年は「感想文集」を作成して6年生に手渡す。

児童生徒は、集団との関わりの中で成就感や達成感を味わい、自己有用感を得、自尊感情を高めていくことになり、そのことが望ましい集団づくりの基盤となります。

《体験活動や行事を行う際の指導のポイント》

- ① 「ねらい」を明らかにして取り組む。
 - その活動を通して、児童生徒にどのような力を付けさせたいのかということを明確にして取り組む。
 - 全教職員がねらいを共通理解し、どの場面においてもそのことを意識して指導する。
- ② 生徒指導の機能に留意した指導を進める。
 - 児童生徒に自己存在感を与える場を工夫する。
 - 共感的な人間関係を育成する。
 - 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。



エ 部活動の活用

部活動は、複数の学年の児童生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の児童生徒が参加すること、児童生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特徴があります。

そこでは、児童生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係の育成が期待されます。

《児童生徒が主体的に部活動に取り組む力を育む指導のポイント》

- 個々の児童生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題を明確にもてるような指導をする。
- 部活動内での個々の児童生徒の役割や仲間との関係づくり等、自ら目標を設定、理解し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるような指導をする。
- 児童生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、練習に係る事柄等について話し合う場を意図的に設定する。



【実践例】 自主性を高める部活動の指導

- 1 実施校種 小・中・高等学校共通
- 2 実践の概要

- (1) 部としての年間目標を部員全員で話し合っ決めて、掲示する。
 - ア 結果に関連した目標 (例) 全国大会に出場する。
 - イ 心の成長や生活に関わる目標
(例) ・練習道具や練習場所を常にきれいに整える。
 - ・常に声を掛け、互いに気持ちを高め合う。
 - ・元気に気持ちを込めてあいさつする。
 - ・服装を整え、時間を守って生活する。
- (2) 個人の目標を決め、掲示する。(上記ア、イの観点で)
- (3) 部活動終了時のミーティングで、部長や各リーダーなどがその日の反省を発表する。
- (4) 定期的に練習メニューを考えさせ、部長を中心に活動させる。
- (5) 準備や後片付けの仕事分担を決めて全員で行う。また、定期的に改善を図る。
- (6) 長時間のミーティングを定期的に行い、部活動に臨む姿勢(練習・仕事分担)や日常の学校生活の様子等について振り返る。
- (7) 部活動ごとに、地域や学校に対してのボランティア活動を年に数回実施する。



《部活動での指導のポイント》

- ①運動部の場合、レギュラーであるなしにかかわらず自己有用感を得られるように指導する。
 - 自己有用感を得られないと、部活動内での人間関係がぎくしゃくしてしまい、負のエネルギーが増幅される。
 - 負のエネルギーがたまってコントロール不能になってしまうと、他の人への攻撃が始まる。
- ②部全体の目標を基にした、一人一人に応じた目標設定をして、日常的に取り組めるように指導する。
- ③人としていかに成長できるかということに留意して指導する。
- ④互いが尊重し合える関係づくりや問題にぶつかったときに協力して解決できる関係づくりを意図して指導する。



！ワンポイント

部活動といじめ

本来、豊かな人間関係を育むべき部活動でいじめが起こる背景として、集団の特性から次のようなことが挙げられる。

- 1 部員同士が密接な関係であること
部員同士がフォーマル、インフォーマルの区別なく、密接な人間関係になり過ぎて、軋轢を生む可能性もある。
- 2 競争的な関係であること
「レギュラー争い」など、仲間との競争が当然のこととして起こる。本来は、ライバルとの競争が、自己を高めるための刺激やよい環境となるはずであるが、過度の競争が、「勝者と敗者」という意識をつくり、レギュラーを逃した上級生が、レギュラーの下級生をいじめるなどの歪んだ行動を生じさせることもある。
- 3 目標や結果を共有する関係であること
部活動では、部員が目標を共有し、「一人の成功や失敗は、全体の成功や失敗である」と結果も共有することがある。この目標や結果の共有は、本来はよりよい集団づくりに作用することが期待できるが、「失敗の共有」が過度に協調されると、失敗した生徒に対する批判が生まれ、いじめを誘発することにもつながりかねない。

(奈良県教育委員会『事例から学ぶいじめ対応集』より)

2 特別支援教育の充実

小・中学校の通常学級には、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示し特別な教育的支援を必要とする児童生徒が6.5%の割合で在籍しているとされています。(文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」H24.12.5)

「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」等に係る学習面での困難や、「不注意」「多動性」「衝動性」等行動面での困難については、個々の認知特性や行動の背景を踏まえるとともに、自己肯定感や成就感を味わうことができるよう配慮するなど個に応じた対応が必要です。

また、周囲の適切な対応につながるよう教員や児童生徒の理解啓発を促すなど、困難を示す児童生徒を含めた学校・学級全体に対する特別支援教育を観点とした指導の充実を図ることが必要です。

そこで、「個別指導」による対応と「集団指導」による対応の2つの視点を持ち、全教職員で組織的に対応する必要があります。また、これらの支援は、どちらか一方に偏ることなく状況に応じバランスよく行うことが大切です。



(1) 個別指導〈個別支援〉による対応

一人一人の教育的ニーズを把握し、個に即した助言や支援を行ったり、取り出し指導や補習授業を行ったりする等の対応が必要です。特に、発達障害の特徴が見られる児童生徒に対しては、障害の特徴に応じた対応を心掛けることは、2次障害の防止にもつながります。

《指導のポイント》

- ①特定の児童生徒だけでなく、すべての児童生徒に対する児童生徒理解を図る。
- ②「困難」を感じている児童生徒の背景を理解する。
- ③個別の指導計画（支援の仕方、関わり方の工夫、苦手な状況の軽減）等を作成し、全教職員で組織的な支援を行う。
- ④周囲の不適切な対応で、混乱したり傷ついたりしている場合は、落ち着ける場で、じっくり時間をかけて心を癒すように努める。

(2) 集団指導による対応

障害のある児童生徒だけでなく、すべての児童生徒が、互いの特性等を理解し合い、助け合っ

て共に伸びていこうとする集団づくりを進めることが必要です。
生まれつき、あるいは成長の過程で誰にでも不得意や不向きがあり、多くの人にとって都合がよいこと、やりやすいことが、障害のある児童生徒にとっては「生きにくさ」になっていることがあります。周囲の心ない一言にひどく傷ついてしまう、常識や暗黙の了解事項が分かりにくいなど、障害のある児童生徒の「生きにくさ」がどのようにすれば改善されるか、「望ましい関わり方」を教えるのではなく、児童生徒の実感や本音を出し合いながら、自分たちで考えさせるようにしていかななくてはなりません。

また、第3章1(2)のイで述べた、「分かる授業づくり」は、学級づくりを促進し、障害のある児童生徒も安心して学べる学級づくりを促進します。

《学級づくりのポイント》

- ①生活のルールを明確にする。
- ②児童生徒のよさを見つけ積極的に賞賛する。
- ③違いを認め合う人間関係を促進するため、ソーシャルスキルトレーニング等を取り入れる。
- ④落ち着いて過ごせる教室環境、言語環境を整備する。



《授業づくりのポイント》

- ①授業規律を定着させる。
- ②授業の見通しをもたせる。(明確な目標や活動の明示など)
- ③視覚的な手掛かりを示す。(学習活動の板書など)
- ④指示や説明をコンパクトで分かりやすいものにする。(分かりやすい発問の工夫、簡単に明確な指示)

3 家庭や地域・関係機関との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との日頃からの連携が大切です。

また、いじめ防止対策推進法に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが有効です。

さらに、策定した学校いじめ基本方針は、児童生徒や保護者・地域に対して、その趣旨や理解してもらいたい点について説明する必要があります。また、学校のホームページや参観日の機会、学校だよりなどを利用して公表することが大切です。

(1) 家庭や地域との連携

ア 家庭への啓発

学校と家庭が一体となって、いじめ問題に積極的に取り組む姿勢を児童生徒に見せることが、より効果的ないじめの予防につながります。

学校いじめ防止基本方針を公表するだけでなく、取り組みの進捗状況や得られた成果、「評価アンケート」の結果やそれを踏まえた学校の取組についても、適宜、情報発信をすることが大切です。必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画することも考えられます。

また、いじめ予防に関する日常の取組についても、家庭訪問や学校通信、保護者面談等様々な機会をとらえて伝えていくことが大切です。

《家庭との連携を進めるためのポイント》

- ①日頃から保護者との良好な人間関係づくりに努める。
- ②保護者の思いに誠実に応える。
- ③学校の様子を家庭に積極的に伝える。



《家庭に伝えていきたいこと》

- ①学校いじめ防止基本方針の趣旨や学校の取組の内容。
- ②学校がどんなに積極的に取り組んでも、いじめが起こる場合があること。そして、どんなに学級担任と信頼関係があっても、自分がいじめられていたり自分の友達がいじめに絡んでいたりするときには、教職員に言えない場合があること。
- ③学校が様々な教育活動を通して、児童生徒に「自分が大切な存在だと思えるように取り組むこと」「相手の悲しみや苦しみに共感できる心を育てること」を目標としていること。
- ④いじめから児童生徒を守るためには、学校と保護者の理解と協力関係が不可欠であること。

イ 地域やその他の関係機関との連携

日頃からPTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について話合う機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めていく必要があります。

また、児童生徒の置かれた背景に、保護者の愛情不足等、家庭の要因が考えられる場合には、問題の発生の有無にかかわらず、福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れておく必要があります。

《連携のポイント》

- ①地域の生徒指導連絡協議会、学校運営協議会等を活用し、市町村の福祉関係課、PTAや地域の関係団体と連携を図る。
- ②PTAや地域の関係団体といじめの問題について協議する機会を設ける。
- ③地域の人材をゲストティーチャーなどに迎えたり、地域の行事に進んで参加したりするなど学校と地域との協力関係を築く。
- ④地域懇談会などを通して、「顔の見える」関係を築いておく。

(2) 警察との連携

重大事態（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合）において、犯罪行為の可能性がある場合には、被害を受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点からも、日頃から警察と連携した対応をとることが重要です。

《連携のポイント》

緊急時に円滑な連携を図るためには、日頃から警察署の担当者と「顔の見える関係」を築く。

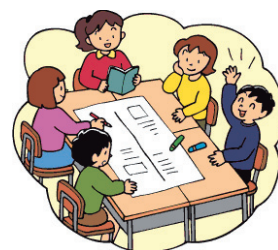
- ①健全育成の推進 → 交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室
- ②ネットワークの構築 → 情報交換会、連絡協議会
- ③生徒指導體制の充実 → 研修会、ケース会議、事例検討会

[**実践例** 生徒指導連絡協議会を活用し、警察との連携を図っている事例]

- 1 実施校種 中学校
- 2 実践の概要 生徒指導連絡協議会の場に、各中学校生徒指導担当者、教育委員会生徒指導担当指導主事、警察署刑事生活安全課から担当者が参加し、年間10回程度の会議を開催し、情報交換と相談の場を設けている。

学校においていじめを把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けての指導助言等、必要な支援を受ける必要があります。

また、学校の対応だけでは、十分な効果を上げることが困難であると判断した場合には、警察や児童相談所等の関係機関に協力を求めることが大切です。



ワンポイント

1日10秒が児童生徒の心を育む

「親は『人の話を聴きなさい』と言うけれど、私たちの話は全然聴いてくれない。」という児童生徒の声があります。

児童生徒の話をゆっくり聴く時間がなくても、ほんの10秒でも、仕事や家事の手を止めて聴いてあげるだけで、児童生徒は家庭の温もりを感じ、自尊感情が育まれていきます。中央教育審議会委員（当時）である安彦忠彦氏は、「いじめる児童生徒は、自尊感情が低い。自尊感情が育まれなければ、誰だっていじめっ子になる可能性がある。」という趣旨の発言をしています。

1日は86,400秒、その中のわずか10秒でも、児童生徒の心を受け止めてほしいものです。